

評議員・役員 報酬・実費弁償基準

1. 報酬基準

支払対象者	報酬額	備考
評議員	10,000円	評議員会に参加した時に支払う
理事	10,000円	理事会に参加した時に支払う
監事	10,000円	理事会・評議員会に参加した時に支払う
	10,000円	監査を行った時に支払う

※評議員会・理事会が省略された場合には報酬は支払わない。

※評議員会・理事会に評議員・役員が電話回線・インターネット回線による遠隔出席をされた場合には、報酬を支払う。

※源泉徴収税額を引いた額を評議員・役員に支払う。(下記の実費弁償は源泉徴収の対象外とする。)

※いずれも参加・実施の1回当たりの報酬額とする。

2. 実費弁償基準

支払項目	弁償額	備考
交通費	500円 又は実費のいずれか高い方	評議員・役員の印鑑登録証明書記載の住所から法人本部までの距離(以降、「距離」と記載)が2km以内である時
	1,000円 又は実費のいずれか高い方	距離が2km以上5km未満である時
	1,500円 又は実費のいずれか高い方	距離が5km以上10km未満である時
	2,000円 又は実費のいずれか高い方	距離が10km以上である時

※実費精算を行う場合には、評議員・役員の印鑑登録証明書記載の住所から法人本部までの往復の移動に要した公共交通機関・レンタカーに係る費用及びその付随費用(航空機を用いるにあたっての駐車場使用料等)を領収書添付(原本に限る)の上、実費精算を行う事とする。

※評議員会・理事会の開催及び監査の実施に伴う評議員・役員の移動に係る費用を弁償する目的で、「交通費」として支給する。

※評議員会・理事会への参加に伴う旅費については支給しない。【出張旅費については実費精算】

※評議員・役員の印鑑登録証明書記載の住所から法人本部までの移動が「徒歩」「自転車」である場合には、交通費は支給しない。

※法人の運営する施設の管理者・職員が理事となる場合には、交通費は支給しない。

3. 日当基準(公務のための旅行)

評議員及び役員が公務のために、旅行する場合には1日あたり3,000円を「日当」として支給する。

但し、役員が職員と兼務する場合は「日当」支給の対象外とする。

附則

本基準は平成29年6月13日より施行する。

但し、平成29年度における理事会・評議員会・監査に係る報酬・費用弁償の費用については平成29年4月1日より適用するものとする。

本基準は令和2年6月30日より改正施行する。